

## 石綿健康被害救済制度についての出張住民相談会の開催について（お知らせ）

平成25年 1月17日（木）  
独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）  
石綿健康被害救済部  
（代表：044-520-9508）  
（直通：044-520-9615）  
課長 日高 桂子（内線 633）  
担当 大神 拓郎（内線 649）

独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）は、石綿健康被害救済制度における申請・請求を行う予定の方及び手続き中の方、制度の概要をもっとお知りになりたい方を対象とした出張住民相談会を、下記のとおり開催します。  
ERCAの担当者が直接対面で相談を受けることにより、石綿健康被害を受けた方、受けたことを心配しておられる方、ご家族にご心配がある方などに救済制度や申請・請求手続きについて、きめ細かな説明を行います。

### 1. 実施日及び会場

地域	日時	会場
宮城県 仙台市	1月27日(日) 14:00～17:00 (受付 16:30 最終)	ヒューモスファイヴ 8階 会議室 42 (JR 仙台駅より徒歩 1分)
	1月28日(月) 9:00～12:00 (受付 11:30 最終)	

### 2. 対象者

石綿による健康被害を受け石綿健康被害救済制度への申請・請求をお考えの方はもちろん、心当たりがある方、ご親族・ご友人などでご心配されている方など、どなたでも結構です。

### 3. 相談員

環境再生保全機構（ERCA） 石綿健康被害救済部職員

<参考資料>

アスベストによる健康被害と救済制度の概要

○アスベストとは、

アスベスト（石綿）は、天然鉱物で、きわめて細かい繊維からできている。

その特徴（熱、摩擦、酸アルカリに強い）から、建材、摩擦材、シール断熱材等に幅広く使用された。

我が国では、これまで1,000万トン以上を輸入。現在は使用が禁止されている。

○アスベストによる健康被害

その微細な繊維を肺に吸い込むことにより、主として、以下のような、がんなどの疾病を引き起こす。

疾病名	疾病の説明	潜伏期間等
中皮腫	胸や腹部などの中皮に発生する腫瘍。	潜伏期間 40 年程度。進行は早い。
肺がん	肺を原発とするがん	潜伏期間 30～40 年程度。
石綿肺	肺が線維化する「じん肺」の一つ。	大量ばく露後 10 年以上経過して発症し、徐々に進行。
びまん性胸膜肥厚	臓側胸膜（肺を覆う膜）の慢性線維性胸膜炎の状態	潜伏期間 30～40 年程度。

平成 23 年には 1,258 名の方が中皮腫で亡くなられており（平成 23 年人口動態統計）、年々増加傾向にある。

○石綿健康被害救済制度

労災制度等で支給を受けられない方を幅広く救済するため、平成 18 年 3 月に発足（平成 20 年 12 月法改正、平成 22 年 7 月 1 日政令改正、平成 23 年 8 月 30 日法改正）

指定疾病	石綿により発症した、以下の 4 疾病。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中皮腫</li><li>・ (原発性の) 肺がん</li><li>・ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺</li><li>・ // びまん性胸膜肥厚</li></ul>
給付内容	石綿により指定疾病に罹られたと認定された方、及びそのご遺族の方に、以下の給付を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>ア. 現在療養中の方<ul style="list-style-type: none"><li>医療費 : 自己負担分</li><li>療養手当 : 月額 103,870 円</li></ul></li><li>イ. 認定の申請を行わずに指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族<ul style="list-style-type: none"><li>特別葬祭料 : 199,000 円</li><li>特別遺族弔慰金 : 280 万円</li></ul></li></ul>

	ウ. 認定を受けた療養中の方がお亡くなりになった場合 葬祭料 : 199,000 円 救済給付調整金 : 生前に支給された医療費、療養手当が特別遺族弔慰金の金額(280万円)より少ない場合、その差額
--	---

○石綿健康被害救済制度での認定者数(累計、平成24年11月末現在)

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	計
療養中の方	3,596	802	13	38	4,449
施行前死亡者(※1)	3,305	143	34	10	3,492
未申請死亡者(※2)	323	84	0	1	408
計	7,224	1,029	47	49	8,349

※1 中皮腫・肺がん : 平成18年3月26日まで(法施行前)に亡くなられた方  
 石綿肺・びまん性胸膜肥厚 : 平成22年6月30日まで(改正政令施行前)に亡くなられた方

※2 中皮腫・肺がん : 平成18年3月27日(法施行日)以降に認定の申請をしないまま亡くなられた方  
 石綿肺・びまん性胸膜肥厚 : 平成22年7月1日(改正政令施行日)以降に認定の申請をしないまま亡くなられた方

○宮城県における認定状況(累計、平成24年11月末現在)

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	計
療養中の方	83	30	0	0	113
施行前死亡者(※1)	52	1	0	0	53
未申請死亡者(※2)	2	0	0	0	2
計	137	31	0	0	168